

専決処分報告（訴えの提起）

令和4年（2022年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡請求事件2件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	令和4年6月7日 札幌地方裁判所 令和4年(ワ)第1069号 建物明渡請求事件 南区中ノ沢団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は、本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方は、本市に対し、本件建物に係る滞納家賃754,100円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は、本市に対し、令和4年2月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
2	令和4年6月7日 札幌地方裁判所 令和4年(ワ)第1070号 建物明渡請求事件 北区ノースパーク百合 が原の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は、本市に対し、本件建物に係る滞納家賃414,200円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は、本市に対し、令和4年3月1日から本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。